

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第30号

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|----------------|-------------|-----------------------------------|
| 別表第2（第5条関係） | | 別表第2（第5条関係） | |
| 職務の級 | 標準的な職務 | 職務の級 | 標準的な職務 |
| 1級 | <u>主事補</u> の職務 | 1級 | <u>定型的な業務を行う主事</u> の職務 |
| <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |
| 3級 | <u>主任</u> の職務 | 3級 | <u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事</u> の職務 |
| <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。